

令和8年度 市民参加の例外事項

条例、計画、事業等の名称	分類	内容	政策決定 予定時期	例外事由	例外事由 詳細	市民参加の検討状況	担当局部課 電話番号
札幌市地区計画の区域内 における建築物の制限に関 する条例	条例・制 定	建築基準法に基づき、地区 計画の区域内における建築 物の建築等に関する制限を 定める条例	未定	② 法令の規定に より定められてい る基準に基づき行 うことが必要であ り、政策的判断を 行う余地がないも の	地区整備計画の改正に伴い、同内 容を左欄条例に位置づけるもの	地区計画の変更の際に、制限内容 に関する原案縦覧や意見募集を 行っており、その内容を条例化する ものであることから、市民参加の必 要はないものと判断	都市局 建築指導部 管理課 011-211-2859